

報道関係者各位

令和4年11月28日

【照会先】

岡山労働局 労働基準部 監督課

監督課長 森 健太

上席監察監督官 貞宗 恵治

(電話) 086 (225) 2015

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和3年の監督指導等の状況を公表します

～労働基準関係法令違反が認められた事業場は62.7%～

岡山労働局（局長 成毛 節）は、管内の労働基準監督署が、令和3年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」という。）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

【令和3年の監督指導の概要】

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 421 事業場（実習実施者）のうち 264 事業場（62.7%*）。

※ 全国平均 72.6%

- 主な違反事項は、①割増賃金の支払（19.3%）、②賃金の支払（15.2%）、③年次有給休暇（10.2%）の順に多かった。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技術等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

岡山労働局や各労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令等の周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

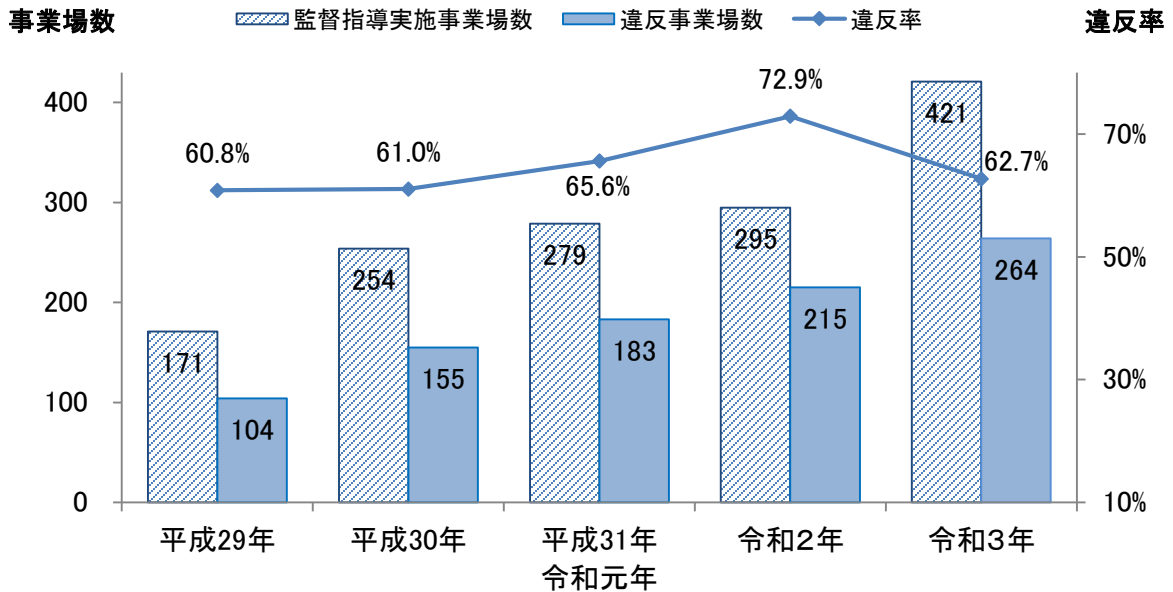
また、技能実習生に対し、外国人労働相談窓口の利用を促すことにより、労働基準関係法令等の周知に向けて取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど、重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

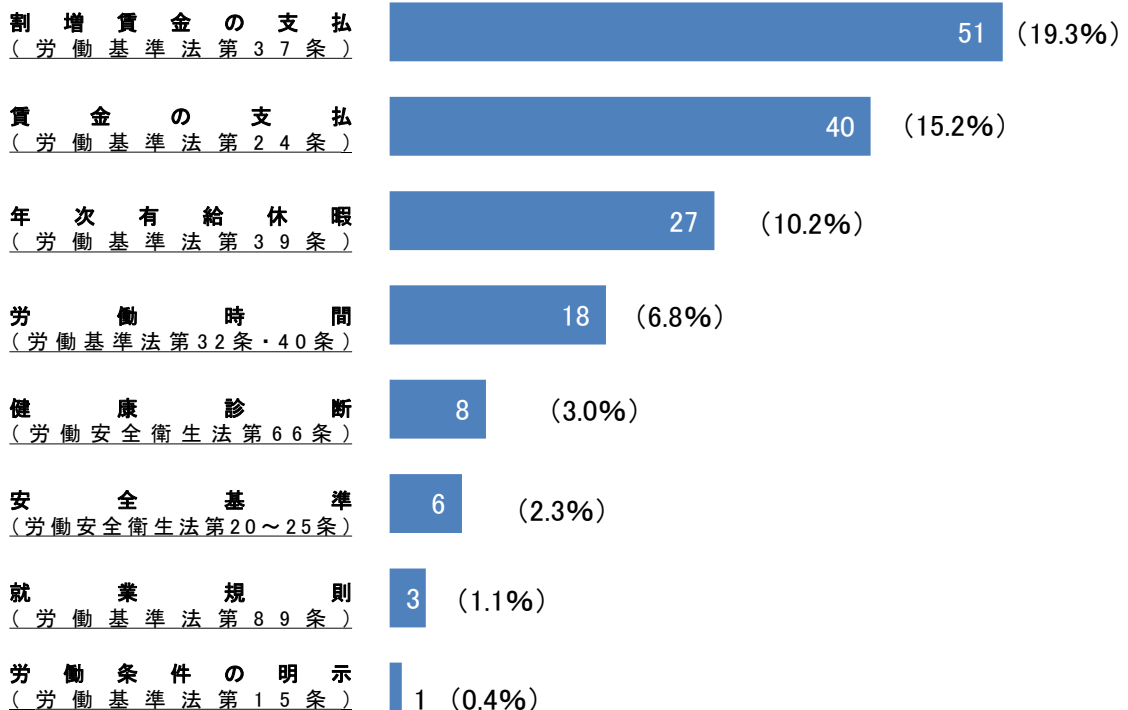
1 監督指導状況

(1) 管内の労働基準監督署において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して421件の監督指導を実施し、その62.7%に当たる264件で同法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①割増賃金の支払（51件、19.3%）、②賃金の支払（40件、15.2%）、③年次有給休暇（27件、10.2%）の順に多かった。



<注> 上記は主な違反事項を記載したもの。違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導等 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)
機械・金属	124	69 (55.6%)
食料品製造	46	28 (60.9%)
繊維・衣服	75	40 (53.3%)
建設	74	57 (77.0%)
<参考> 全業種	421	264 (62.7%)

<注1> 「主な業種」は、技能実習の計画認定件数が多い職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業

食料品製造・・・食料品製造業

繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業

建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

(4) 令和3年の監督事例には、以下のものがあった。

事例 1

外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、違法な時間外・休日労働について指導（建設業）

概要

外国人技能実習機構から違法な時間外労働が疑われる旨の通報があり、立入調査を実施した。

この結果、1か月80時間を超える違法な時間外・休日労働が認められた。

労基署の対応

36協定において、時間外労働は1か月45時間まで、特別な事情がある場合は時間外・休日労働を1か月80時間まで延長できることとしていたが、1か月80時間を超える時間外・休日労働を行わせていたため、是正勧告を行った。

指導事項

労働基準法 第32条（労働時間）違反
長時間労働の削減

事例 2

外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、割増賃金の不払い等について指導（繊維・衣服業）

概要

外国人技能実習機構から割増賃金の不払い等が疑われる旨の通報があり、立入調査を実施した。

この結果、割増賃金の計算に誤りがあり、時間外労働の割増賃金率が法定の2割5分を下回っていたことが認められた。また、年次有給休暇が年10日以上付与される者に対して、年5日の年次有給休暇の取得を行わせていなかった状況が確認された。

労基署の対応

時間外労働に対して、法定の2割5分以上の率で計算された割増賃金が支払われていなかったこと、また、年次有給休暇が年10日以上付与される者に対して、年5日の年次有給休暇の取得を行わせていなかったことについて、是正勧告を行った。

指導事項

労働基準法 第37条第1項（割増賃金）違反
労働基準法 第39条第7項（年次有給休暇）違反

事例 3

労働災害を契機に監督指導を実施し、清掃等の場合の機械の運転停止について指導（食料品製造業）

概要

機械の可動部に指が挟まれる労働災害が発生したとの報告を受け、立入調査を実施したところ、機械の掃除を行う際に機械の運転を停止する等の措置が講じられていなかったことが認められた。

労基署の対応

機械の掃除を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときに、機械の運転を停止しなかったことについて、是正勧告を行った。

指導事項

労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）違反
労働安全衛生規則第107条第1項（掃除等の場合の運転停止等）違反

2 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報の状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、相互に通報を実施している。
- (2) 令和3年において、労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報（※1）した件数は 15 件 であった。

また、同時期に、労働基準監督機関が出入国管理機関・外国人技能実習機構から通報（※2）を受けた件数は 198 件 であった。

- ※1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
- ※2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

3 司法処理状況

令和4年度、岡山労働局管内においては、技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められたため、2件送検した。

事例1

外国人技能実習生に4日以上以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく、労働者死傷病報告書を提出しなかったもの。

事例2

外国人技能実習生3名に月100時間以上の違法な時間外・休日労働を行わせたもの。